

新	旧
国自総第446号	国自総第446号
国自旅第161号	国自旅第161号
国自整第149号	国自整第149号
平成14年1月30日	平成14年1月30日
一部改正 国自総第120号	一部改正 国自総第120号
国自旅第46号	国自旅第46号
国自整第47号	国自整第47号
平成14年6月28日	平成14年6月28日
一部改正 国自総第286号	一部改正 国自総第286号
国自旅第132号	国自旅第132号
国自整第114号	国自整第114号
平成14年10月1日	平成14年10月1日
一部改正 国自総第540号	一部改正 国自総第540号
国自旅第243号	国自旅第243号
国自整第226号	国自整第226号
平成15年3月31日	平成15年3月31日
一部改正 国自総第553号	一部改正 国自総第553号
国自旅第263号	国自旅第263号
国自整第186号	国自整第186号
平成16年3月29日	平成16年3月29日
一部改正 国自総第392号	一部改正 国自総第392号
国自旅第185号	国自旅第185号
国自整第83号	国自整第83号
平成17年12月5日	平成17年12月5日
一部改正 国自総第329号	一部改正 国自総第329号
国自旅第187号	国自旅第187号
国自整第95号	国自整第95号
平成18年9月29日	平成18年9月29日
一部改正 国自総第587号	一部改正 国自総第587号
国自旅第328号	国自旅第328号
国自整第179号	国自整第179号
平成19年3月30日	平成19年3月30日
一部改正 国自安第29号	一部改正 国自安第29号
国自旅第82号	国自旅第82号
国自整第42号	国自整第42号
平成20年6月11日	平成20年6月11日
一部改正 国自安第54号	一部改正 国自安第54号
国自旅第120号	国自旅第120号

国自整第 47号  
平成20年 9月28日  
一部改正 国自安第117号  
国自旅第194号  
国自整第 91号  
平成21年 11月20日  
一部改正 国自安第 6号  
国自旅第 8号  
国自整第 6号  
平成22年 4月28日  
一部改正 国自安第170号  
国自旅第246号  
国自整第145号  
平成23年 3月31日  
一部改正 国自安第 76号  
国自旅第169号  
国自整第147号  
平成24年 4月16日  
一部改正 国自安第 34号  
国自旅第206号  
国自整第 56号  
平成24年 6月29日  
一部改正 国自安第 48号  
国自旅第223号  
国自整第 70号  
平成24年 7月18日  
一部改正 国自安第105号  
国自旅第331号  
国自整第158号  
平成24年 11月22日  
一部改正 国自安第 16号  
国自旅第 14号  
国自整第 24号  
平成25年 5月15日  
一部改正 国自安第 70号  
国自旅第 82号  
国自整第 84号  
平成25年 7月26日  
一部改正 国自安第127号  
国自旅第203号

国自整第 47号  
平成20年 9月28日  
一部改正 国自安第117号  
国自旅第194号  
国自整第 91号  
平成21年 11月20日  
一部改正 国自安第 6号  
国自旅第 8号  
国自整第 6号  
平成22年 4月28日  
一部改正 国自安第170号  
国自旅第246号  
国自整第145号  
平成23年 3月31日  
一部改正 国自安第 76号  
国自旅第169号  
国自整第147号  
平成24年 4月16日  
一部改正 国自安第 34号  
国自旅第206号  
国自整第 56号  
平成24年 6月29日  
一部改正 国自安第 48号  
国自旅第223号  
国自整第 70号  
平成24年 7月18日  
一部改正 国自安第105号  
国自旅第331号  
国自整第158号  
平成24年 11月22日  
一部改正 国自安第 16号  
国自旅第 14号  
国自整第 24号  
平成25年 5月15日  
一部改正 国自安第 70号  
国自旅第 82号  
国自整第 84号  
平成25年 7月26日  
一部改正 国自安第127号  
国自旅第203号

国自整第148号  
平成25年8月23日  
一部改正 国自安第209号  
国自旅第343号  
国自整第243号  
平成25年12月16日  
一部改正 国自安第312号  
国自旅第623号  
国自整第398号  
平成26年3月31日  
一部改正 国自安第155号  
国自旅第229号  
国自整第239号  
平成27年11月9日  
一部改正 国自安第112号  
国自旅第153号  
国自整第161号  
平成28年9月8日  
一部改正 国自安第161号  
国自旅第233号  
国自整第225号  
平成28年11月17日  
一部改正 国自安第264号  
国自旅第405号  
国自整第380号  
平成29年3月17日  
一部改正 国自安第112号  
国自旅第162号  
国自整第169号  
平成29年9月29日  
一部改正 国自旅第241号  
平成29年12月27日  
最終改正 国自安第266号  
国自旅第339号  
国自整第361号  
平成30年3月30日

各地方運輸局自動車交通部長 殿  
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿

国自整第148号  
平成25年8月23日  
一部改正 国自安第209号  
国自旅第343号  
国自整第243号  
平成25年12月16日  
一部改正 国自安第312号  
国自旅第623号  
国自整第398号  
平成26年3月31日  
一部改正 国自安第155号  
国自旅第229号  
国自整第239号  
平成27年11月9日  
一部改正 国自安第112号  
国自旅第153号  
国自整第161号  
平成28年9月8日  
一部改正 国自安第161号  
国自旅第233号  
国自整第225号  
平成28年11月17日  
一部改正 国自安第264号  
国自旅第405号  
国自整第380号  
平成29年3月17日  
一部改正 国自安第112号  
国自旅第162号  
国自整第169号  
平成29年9月29日  
一部改正 国自旅第241号  
平成29年12月27日

各地方運輸局自動車交通部長 殿  
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長  
自動車局旅客課長  
自動車局整備課長

旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について

第7条の2 運送引受書の交付

(1)～(6) (略)

(7) 第1項の運送引受書の交付並びに第2項の運送引受書の写し及び第3項の運送の申込者に対して当該運送の引受けに際し手数料又はこれに類するものを支払った場合におけるその額を記載した書類の保存については、それぞれ国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第10条第1項及び第3条第1項の規定により、書面の交付に代えて電磁的記録の交付を、書面の保存に代えて電磁的記録の保存を行うことができる。

第21条 過労防止等

(1) 勤務時間及び乗務時間(第1項)

事業者が運転者(個人事業主、同居の親族及び法人の業務を執行する役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下「事業主等」という。)が運転する場合には、当該者を含む。)の勤務時間及び乗務時間を定めるときの具体的基準は、「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号。以下「勤務時間等基準告示」という。)のほか、「一般乗用旅客自動車運送事業以外の事業に従事する自動車運転者の特例について」(平成元年3月1日付け基発第92号)及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準について」(平成元年3月1日付け基発第93号)とする。なお、事業主等が運転者として選任される場合の拘束時間は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号。以下「改善基準告示」という。)で定める労使協定の締結により延長することができる範囲を超えないものとする。

(2)～(4) (略)

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長  
自動車局旅客課長  
自動車局整備課長

旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について

第7条の2 運送引受書の交付

(1)～(6) (略)

(新設)

第21条 過労防止等

(1) 勤務時間及び乗務時間(第1項)

事業者が運転者の勤務時間及び乗務時間を定めるときの具体的基準は、「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号。以下「勤務時間等基準告示」という。)のほか、「一般乗用旅客自動車運送事業以外の事業に従事する自動車運転者の特例について」(平成元年3月1日付け基発第92号)及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準について」(平成元年3月1日付け基発第93号)とする。

(2)～(4) (略)

(5) 健康状態の把握及び疾病・疲労等のある乗務員の乗務禁止（第5項）

① 「健康状態の把握」とは、乗務員（事業主等が乗務する場合には、当該者を含む。）が受診する労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条第1項に定める健康診断及び同条第4項の指示を受けて行うべき健康診断を行うこと並びに同条第5項ただし書きの場合において乗務員が受診する健康診断の受診結果を提出させることをいう。

②(略)

(6)～(7) (略)

#### 第24条 点呼等

(1) 乗務前、乗務途中及び乗務後の点呼等の実施（第1項から第3項まで）

①・② (略)

③ 「輸送の安全及び旅客の利便の確保に関する取組が優良であると認められる営業所」とは、次のいずれにも該当する旅客自動車運送事業者の営業所をいう。なお、同一営業所で複数の旅客自動車運送事業を行う場合には、国土交通大臣が定めた機器による点呼を行うこととする事業ごとに、当該事業について次のいずれにも該当するか否かを判断することとする。

(i) 開設されてから3年を経過していること。

(ii) 過去3年間所属する旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車の運転者が自らの責に帰する自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号。以下「事故報告規則」という。）第2条に規定する事故を発生させていないこと。

(iii) 過去3年間自動車その他の輸送施設の使用の停止処分、事業の停止処分又は警告を受けていないこと。

④ 「国土交通大臣が定めた機器」とは、営業所で管理する機器であってそのカメラ、モニター等によって、運行管理者等が運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労等の状況を随時確認でき、かつ、当該機器により行おうとする点呼において、当該運転者の酒気帯びの状況に関する測定結果を、自動的に記録及び保存するとともに当該運行管理者等が当該測定結果を直ちに確認できるものをいう。

⑤ ③の営業所において④の機器を用い、営業所と当該営業所の車庫間又は営業所の車庫と当該営業所の他の車庫間で行う点呼（以下「旅客IT点呼」という。）は、以下に定めるところにより行うものとする。

(i) 旅客IT点呼の実施方法

(5) 健康状態の把握及び疾病・疲労等のある乗務員の乗務禁止（第5項）

① 「健康状態の把握」とは、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条第1項に基づく健康診断、同条第4項の指示を受けて行うべき健康診断、同条第5項ただし書きの場合において運転者が受診する健康診断を行うことをいう。

②(略)

(6)～(7) (略)

#### 第24条 点呼等

(1) 乗務前、乗務途中及び乗務後の点呼等の実施（第1項から第3項まで）

①・② (略)

(新設)

(新設)

(新設)

ア 運行管理者等は、旅客IT点呼を行う営業所（以下「旅客IT点呼実施営業所」という。）又は当該営業所の車庫において、当該営業所で管理する④の機器を使用し旅客IT点呼を行うものとする。

イ 運転者は、旅客IT点呼実施営業所の車庫において、当該営業所で管理する④の機器を使用し旅客IT点呼を受けるものとする。

(ii) 運輸支局長等への報告関係

ア 旅客IT点呼を実施しようとする事業者には、旅客IT点呼実施営業所を管轄する運輸支局長、運輸監理部長又は陸運事務所長（以下「運輸支局長等」という。）に、旅客IT点呼実施予定日の原則10日前までに別紙1の報告書を提出するよう指導すること。

イ 提出した報告書の記載内容を変更しようとする事業者には、変更の実施に先立ち、当該営業所を管轄する運輸支局長等に別紙2の報告書を提出するよう指導すること。

ウ 旅客IT点呼の実施を終了しようとする事業者には、遅滞なく、当該営業所を管轄する運輸支局長等に別紙2の報告書を提出するよう指導すること。

⑥ 補助者を選任し、点呼の一部を行わせる場合であっても、当該営業所において選任されている運行管理者が行う点呼は、点呼を行うべき総回数の少なくとも3分の1以上でなければならない。

⑦ 「酒気帯びの有無」は、道路交通法施行令第44条の3に規定する血液中のアルコール濃度 $0.3\text{mg}/\ell$ 又は呼気中のアルコール濃度 $0.15\text{mg}/\ell$ 以上であるか否かを問わないものである。

⑧ 「夜間において長距離の運行を行う事業用自動車に乗務する運転者」とは、運行指示書上、実車運行（旅客の乗車の有無に関わらず、旅客の乗車が可能として設定した区間の運行をいい、回送運行は実車運行には含まない。以下同じ。）する区間の距離が100kmを超える夜間運行（実車運行を開始する時刻若しくは実車運行を終了する時刻が午前2時から午前4時までの間にある運行又は当該時刻をまたぐ運行をいう。）を行う事業用自動車に乗務する運転者をいい、交替運転者が当該事業用自動車に添乗している場合は当該交替運転者を含む。

(2) (略)

(3) 乗務前、乗務後及び乗務途中の点呼等の記録等(第5項)  
点呼の確実な励行を図るため、点呼を行った旨並びに報告及び指示の内容を記録し、かつ、その記録の保存を1年間義務付け

③ 補助者を選任し、点呼の一部を行わせる場合であっても、当該営業所において選任されている運行管理者が行う点呼は、点呼を行うべき総回数の少なくとも3分の1以上でなければならない。

④ 「酒気帯びの有無」は、道路交通法施行令第44条の3に規定する血液中のアルコール濃度 $0.3\text{mg}/\ell$ 又は呼気中のアルコール濃度 $0.15\text{mg}/\ell$ 以上であるか否かを問わないものである。

⑤ 「夜間において長距離の運行を行う事業用自動車に乗務する運転者」とは、運行指示書上、実車運行（旅客の乗車の有無に関わらず、旅客の乗車が可能として設定した区間の運行をいい、回送運行は実車運行には含まない。以下同じ。）する区間の距離が100kmを超える夜間運行（実車運行を開始する時刻若しくは実車運行を終了する時刻が午前2時から午前4時までの間にある運行又は当該時刻をまたぐ運行をいう。）を行う事業用自動車に乗務する運転者をいい、交替運転者が当該事業用自動車に添乗している場合は当該交替運転者を含む。

(2) (略)

(3) 乗務前、乗務後及び乗務途中の点呼等の記録等(第5項)  
点呼の確実な励行を図るため、点呼を行った旨及び報告又は指示の内容を記録し、かつ、その記録の保存を1年間義務付けたもの

たものであるが、点呼等の際には、次の事項について記録しておくこと。また、点呼を行った旨並びに報告及び指示の内容の記録、保存については、「運行記録計による記録等の電磁的方法による記録・保存の取扱いについて」（平成10年3月31日付け自環第72号）により、書面による記録・保存に代えて電磁的方法による記録・保存を行うことができる。

①～③(略)

#### 第25条 乗務記録

本条は、乗務員の乗務の実態を把握することを目的とするものであることから、次の要領により乗務の記録を行い、過労防止等乗務の適正化の資料として十分活用するよう指導すること。

(1)～(6)(略)

(7) 乗務記録の記録・保存については、「運行記録計による記録等の電磁的方法による記録・保存の取扱いについて」により、書面による記録・保存に代えて電磁的方法による記録・保存を行うことができる。

#### 第26条 運行記録計による記録

(1)～(4)(略)

(5) 運行記録計（国土交通大臣が行う型式の認定を受けたデジタル式運行記録計によるものに限る。）による記録・保存については、「運行記録計による記録等の電磁的方法による記録・保存の取扱いについて」により、書面による記録・保存に代えて電磁的方法による記録・保存を行うことができる。

#### 第26条の2 事故の記録

(1)(略)

(2) 各号に掲げる項目の記録の内容については、事故報告規則別記様式の記入等の取扱いに準ずること。このうち、第4号の「事故の発生場所」については、当該場所付近の地図に当該場所を表示したものを添付することで足りる。また、第6号の「事故の概要」については、事故報告規則別記様式の「当時の状況」、「事故の種類」、「道路等の状況」、「当時の運行計画」、及び「損害の程度」に相当する事項を記録することで足りる。ただし、一般貸切旅客自動車運送事業者にあつては、第6号の「事故の概要」については、ドライブレコーダーの記録（「ドライブレコーダーにより記録すべき情報及びドライブレコーダーの性能要件を定める告示」（平成28年国土交通省告示第1346号）第2条第1項の記録をいう。

であるが、点呼等の際には、次の事項について記録しておくこと。

①～③(略)

#### 第25条 乗務記録

本条は、乗務員の乗務の実態を把握することを目的とするものであることから、次の要領により乗務の記録を行い、過労防止等乗務の適正化の資料として十分活用するよう指導すること。

(1)～(6)(略)

(新設)

#### 第26条 運行記録計による記録

(1)～(4)(略)

(新設)

#### 第26条の2 事故の記録

(1)(略)

(2) 各号に掲げる項目の記録の内容については、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号。以下「事故報告規則」という。）別記様式の記入等の取扱いに準ずること。このうち、第4号の「事故の発生場所」については、当該場所付近の地図に当該場所を表示したものを添付することで足りる。また、第6号の「事故の概要」については、事故報告規則別記様式の「当時の状況」、「事故の種類」、「道路等の状況」、「当時の運行計画」、及び「損害の程度」に相当する事項を記録することで足りる。ただし、一般貸切旅客自動車運送事業者にあつては、第6号の「事故の概要」については、ドライブレコーダーの記録（「ドライブレコーダーにより記録すべき情報及びドライブレコーダーの性能要件を定める告示」（平

以下同じ。)を含めることとし、第8号の「再発防止対策」を講じるにあたっては、当該ドライブレコーダーの記録を利用しなければならない。

(3) (略)

#### 第28条の2 運行指示書による指示等

(3) 運行指示書の作成・保存については、国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第3条第1項及び第5条第1項の規定により、書面の作成・保存に代えて運行指示書に係る電磁的記録の作成・保存を行うことができる。

#### 第36条 運転者の選任

(1)・(2) (略)

(3)

① (略)

② 監査における①の調査点検の結果、当該運転者の選任が本条第1項の規定に違反していると認められる場合、その他道路運送法令違反が認められる場合には、速やかに必要な改善措置を講じさせるとともに、労働基準法、最低賃金法又は改善基準告示の重大な違反があると認める場合には、「自動車運転者の労働条件改善のための相互通報制度について」(平成18年2月13日付国自総第506号、国自旅第238号、国自貨第105号)に基づき関係労働基準監督機関に通報することとし、日常から必要に応じて実態把握につき関係労働基準監督機関の協力を求める等機関との連絡及び協力を密にするよう努めることが必要である。

(4)～(6) (略)

#### 第37条 乗務員台帳及び乗務員証

(1) 乗務員台帳の作成・記載 (第1項)

⑧ 乗務員台帳の作成については、国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第5条第1項の規定により、書面の作成に代えて乗務員台帳に係る電磁的記録の作成を行うことができる。

(2) 乗務員台帳の保存 (第2項)

成28年国土交通省告示1346号)第2条第1項の記録をいう。以下同じ。)を含めることとし、第8号の「再発防止対策」を講じるにあたっては、当該ドライブレコーダーの記録を利用しなければならない。

(3) (略)

#### 第28条の2 運行指示書による指示等

(新設)

#### 第36条 運転者の選任

(1)・(2) (略)

(3)

① (略)

② 監査における①の調査点検の結果、当該運転者の選任が本条第1項の規定に違反していると認められる場合、その他道路運送法令違反が認められる場合には、速やかに必要な改善措置を講じさせるとともに、労働基準法、最低賃金法又は「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)の重大な違反があると認める場合には、「自動車運転者の労働条件改善のための相互通報制度について」(平成18年2月13日付国自総第506号、国自旅第238号、国自貨第105号)に基づき関係労働基準監督機関に通報することとし、日常から必要に応じて実態把握につき関係労働基準監督機関の協力を求める等機関との連絡及び協力を密にするよう努めることが必要である。

(4)～(6) (略)

#### 第37条 乗務員台帳及び乗務員証

(1) 乗務員台帳の作成・記載 (第1項)

(新設)

(2) 乗務員台帳の保存 (第2項)

運転者でなくなった者に係る乗務員台帳は、3年間の保存が必要であるが、運転者でなくなった年月日及び理由の記載は朱書きとすることが望ましい。また、国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第3条第1項の規定により、書面の保存に代えて乗務員台帳に係る電磁的記録の保存を行うことができる。

運転者でなくなった者に係る乗務員台帳は、3年間の保存が必要であるが、運転者でなくなった年月日及び理由の記載は朱書きとすることが望ましい。

第47条の2 安全管理規程を定める旅客自動車運送事業者の事業の規模

本条は、法第22条の2に基づく安全管理規程の設定等の義務付けが除外される旅客自動車運送事業者の事業の規模を、事業の種別に応じて規定したものである。

法第22条の2及び本条により、安全管理規程の設定等が義務付けられる旅客自動車運送事業者の規模は、事業の種別に応じて次の表に掲げるとおりである。

事業の種別	安全管理規程の設置等が義務付けられる者
一般乗合旅客自動車運送事業（法第35条第1項の規定による一般貸切旅客自動車運送事業者に対する管理の委託に係る許可を受けている者に限る。）	全ての者
一般乗合旅客自動車運送事業（上記のものを除く。）	一般乗合旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業の用に供す事業用自動車を200両以上有する者
一般貸切旅客自動車運送事業	全ての者
特定旅客自動車運送事業	一般乗合旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業の用に供す事業用自動車を200両以上有する者
一般乗用旅客自動車運送事業	一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を200両以上有する者

第47条の2 安全管理規程を定める旅客自動車運送事業者の事業の規模

本条は、法第22条の2に基づく安全管理規程の設定等の義務付けが除外される旅客自動車運送事業者の事業の規模を、事業の種別に応じて規定したものである。

法第22条の2及び本条により、安全管理規程の設定等が義務付けられる旅客自動車運送事業者の規模は、事業の種別に応じて次の表に掲げるとおりである。

事業の種別	安全管理規程の設置等が義務付けられる者
一般乗合旅客自動車運送事業（法第35条第1項の規定による一般貸切旅客自動車運送事業者に対する管理の委託に係る許可を受けている者に限る。）	全ての者
一般乗合旅客自動車運送事業（上記のものを除く。）	一般乗合旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業の用に供す事業用自動車を200両以上有する者
一般貸切旅客自動車運送事業	全ての者
特定旅客自動車運送事業	一般乗合旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業の用に供す事業用自動車を200両以上有する者
一般乗用旅客自動車運送事業	一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を300両以上有する者

なお、同一事業者で複数の事業の事業用自動車を有する場合であつて、表各項のいずれかに該当する者は、安全管理規程の設定等が義務付けられることとなる。

なお、同一事業者で複数の事業の事業用自動車を有する場合であつて、表各項のいずれかに該当する者は、安全管理規程の設定等が義務付けられることとなる。

#### 附 則

改正後の通達は、平成30年3月30日から施行する。ただし、第47条の2の改正規定は平成30年4月1日から施行する。

## 旅客 I T 点呼に係る報告書

(新規)

平成 年 月 日

〇〇運輸局 〇〇運輸支局長 殿

住 所 \_\_\_\_\_  
氏名又は名称 \_\_\_\_\_  
代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印  
(連絡先) 担当者 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

I T 機器を用いた点呼を下記営業所と当該営業所の車庫間で行いたいので関係書類を添えて報告します。

## 記

1. 旅客 I T 点呼を行う旅客自動車運送事業の種類 (該当するものひとつに○をつけること)  
一般乗合 ・ 一般貸切 ・ 一般乗用 ・ 特定旅客
2. 旅客 I T 点呼を行う営業所・車庫

営業所・車庫名称	旅客 I T 点呼の実施位置	使用する I T 機器の名称

3. 旅客 I T 点呼開始予定日 平成 年 月 日
4. 添付書類 I T 機器のパフレット等、性能が分かる書面
5. 宣誓事項 (次の項目に該当する場合は、□にチェック (✓) を記入すること)  
 旅客 I T 点呼を行う施設は、都市計画法等関係法令の規定に抵触せず、かつ、同施設の使用権原を有するものである。

## 旅客 I T 点呼に係る報告書

(変更・終了)

平成 年 月 日

〇〇運輸局 〇〇運輸支局長 殿

住 所 \_\_\_\_\_  
 氏名又は名称 \_\_\_\_\_  
 代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印  
 (連絡先) 担当者 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

I T 機器を用いた点呼を下記のとおり (変更・終了) したいので報告します。

## 記

1. 変更又は終了する旅客自動車運送事業の種類 (該当するものひとつに〇をつけること)  
 一般乗合 ・ 一般貸切 ・ 一般乗用 ・ 特定旅客
2. 変更又は終了する営業所・車庫

営業所・車庫名称	旅客 I T 点呼の実施位置	終了の場合「終了」	使用する I T 機器の名称

3. 変更又は終了年月日 平成 年 月 日

4. 添付書類

追加、変更される I T 機器のパフレット等、性能が分かる書面

5. 宣誓事項 (次の項目に該当する場合は、□にチェック (✓) を記入)

- 旅客 I T 点呼を行う施設は、都市計画法等関係法令の規定に抵触せず、かつ、同施設の使用権原を有するものである。